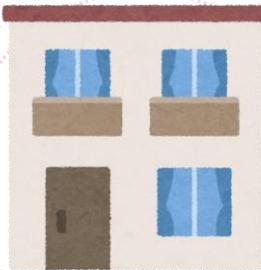


# 川崎町結婚新生活補助金

婚姻に伴う新生活を支援するため、これから結婚し川崎町に住む若者世帯に対して住居費、引越し費用、リフォーム費用の一部を助成します。



住宅購入費・  
賃借費



引越し費用



住宅リフォーム費用

## 結婚新生活支援事業の概要

対象世帯	次の要件をすべて満たす世帯です。 <ul style="list-style-type: none"><li>令和5年3月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦</li><li>夫婦の合計所得が500万円未満</li><li>夫婦の年齢が婚姻日に39歳以下</li><li>対象となる住居が川崎町内</li><li>夫婦ともに町の住民基本台帳に登録されている</li><li>町内に2年以上継続して居住する意思がある</li><li>他の公的制度による家賃補助等を受けていない</li><li>過去にこの制度に基づく助成を受けたことがない</li><li>夫婦ともに税金及び住宅使用料等の滞納がない</li></ul>
対象費用	<u>令和5年4月1日から申請日までに支払った額が対象です。</u> ①住居費 住宅取得や賃借する際に要した費用 ②リフォーム費用 住宅をリフォームする際に要した費用 ③引越し費用 引越し業者または運送業者等に支払った費用
助成金額	①～③を合わせて1世帯あたりの上限金額 婚姻時の夫婦の年齢が夫婦ともに ・29歳以下→60万円／39歳以下→30万円
申請方法	<ul style="list-style-type: none"><li>申請及び問い合わせ先 企画情報課企画調整係 72-3000（内線300）</li><li>申込締切 <u>令和6年3月29日（※ただし予算上限に達し次第終了）</u></li></ul>

必要書類については裏面をご確認ください。

**以下の書類を揃えて  
企画情報課企画調整係までご申請ください。**

**共通書類**

- 川崎町結婚新生活補助金交付申請書
- 令和5年度所得証明書
- 住民票（世帯全員分）の写し
- 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
- 税の滞納がないことが証明できる書類
- 婚姻を確認できる書類（戸籍抄本等）
- 誓約書兼同意書
- そのほか、町が必要と認める書類



**住宅取得**

- 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- 建物に係る登記事項証明書の写し又は、建築基準法に基づく検査済証の写し
- 位置図
- 建物配置図及び建物平面図
- 工事内訳書の写し
- 住宅の全景写真
- 補助対象期間内の新規住宅取得に係る費用であることの確認できる領収書の写し

**住宅賃借**

- 建物賃貸借契約書の写し
- 給与所得のある全員分の住宅手当支給証明書
- 補助対象期間内の新規の住宅賃借に係る費用であることを確認できる領収書の写し

**住宅リフォーム**

- 建物賃貸借契約書の写し
- 工事請負契約書又は請書の写し
- 設計図面等の写し（工事内容のわかるもの）
- 工事を行う予定箇所の写真
- 工事を行った箇所の写真
- 工事内訳書の写し
- 補助対象期間内の住宅リフォームに係る費用であることの確認できる領収書の写し

**引越し**

- 補助対象期間内の引越しであることを確認できる領収書の写し及びその他の書類